2024年9月
大阪厚生信用金庫

「経営者保証に関するガイドライン」への取組みについて

当金庫は、2013年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会から公表された「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、保証契約を締結する場合、また保証人のお客さまから本ガイドラインに即した保証債務の整理のお申し出があった場合等は、同ガイドライン等に基づき誠実に対応するよう努めております。

当金庫は、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組んでまいります。

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

1．経営者保証に依存しない融資のより一層の推進に努めます。

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことが、当金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理体制の下、地域経済の活性化に向け、金融仲介機能の発揮と金融の円滑化に取り組んでいます。
また、地域に根差した金融機関として、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向け本ガイドラインを尊重し、本方針に沿った取組みを進めてまいります。

2．経営者保証をいただく場合には、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明いたします。

➢お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合やお客さまの主たる株主等の変更が生じた場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性についてお客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
➢上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証をご提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
➢経営者保証をご提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

3．既存の保証契約の解除や見直し等、お客さまからのご相談について真摯かつ柔軟に検討いたします。

➢お客さまから既存の保証の変更・解除等のお申し出があった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
➢事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

４．保証債務整理を行うにあたっては、保証人の方の資産・収入の状況、主債務にかかる物的担保等の設定状況等を踏まえて総合的に勘案し、保証債務履行請求の範囲の判断等について適切な対応を誠実に実施いたします。

➢お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理のお申し出を受けた場合には、ガイドラインならびに「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に即して誠実に対応いたします。

なお、ガイドラインに則ったお申し出には、「法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている」ことが前提であり、一定要件がございます。
一定の要件等は当金庫ホームページ掲載の『「経営者保証に関するガイドライン」にかかるご説明』をご参照ください）

※経営者保証に関するご相談は、お取引いただいている営業店までお問い合わせください。

以上